

給食サービス利用承諾書

古河市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業（以下「給食サービス」という。）を利用するにあたり、次の事項を承諾します。

1. 給食サービスの申請後に実施する訪問調査において必要な範囲で、市が当該調査を委託している在宅介護支援センターに対し、申請書に記載した情報を提供すること。
2. 給食サービスの利用の決定を受けた場合は、市が給食サービスを委託している事業者（以下「委託事業者」という。）に対し、申請書に記載した情報を提供すること。
3. 弁当の配達がある時間帯には自宅で待機し、委託事業者から弁当を直接受け取ること。
4. 給食サービスを休止する場合は、休止する日の前日の午後5時までに、委託事業者に連絡すること。
5. 弁当の配達時に連絡なく不在であった場合は、当該弁当を委託事業者において廃棄処分すること。この場合において、実費相当額及び市が負担する委託事業者への費用を、委託事業者の指定する方法により当該委託事業者に支払うこと。
6. 実費相当額等を滞納し、又は配達した者に危害等を加えた場合は、給食サービスの利用を廃止することがあること。
7. 給食サービスの利用について申請した事項等に変更がある場合は、速やかに市長に申請すること。
8. 受取後の弁当の管理によって生じた事故については、市及び委託事業者は責任を負わないこと。
9. 給食サービスの利用について、利用決定した曜日以外の曜日で利用することはできないこと。
10. 6箇月以上給食サービスの利用がない場合は、その理由に関わらず、当該事業の利用を廃止すること。

※利用決定の場合、決定通知にこの承諾書の控えを同封します。保管をお願いします。

年 月 日

古河市長 宛て

（申請者）住 所

氏 名